認を受けたものであること。

4 契約条項を示す場所

熊本県健康福祉部健康福祉政策課情報企画班(熊本県庁行政棟新館3階)

郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話番号 096 - 383 - 1111 内線 7025

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 16 年 1 月 28 日 (水) から平成 16 年 2 月 12 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 16 年 2 月 13 日 (金) 午前 10 時 30 分から
 - イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 に記載の場所に平成 16 年 2 月 12 日 (木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に貸借期間月数 (48 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

アー入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入 札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。 (6) 契約書作成の要否

要

へ。 なお、契約の締結期限は、落札決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの貸借料)に貸借期間月数(48月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会公告第4号

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会の会議を次のとおり開催する。 平成 16 年 1 月 28 日

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会

篠原 会長 太

開催日時 1

平成16年2月5日(木) 午後2時から午後5時まで(予定)

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」

3

産業廃棄物処理施設建設候補地の検討について

4 傍聴者の定員

10 人

傍聴手続 5

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

熊本県水前寺六丁目 18番1号

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会事務局

(熊本県環境生活部廃棄物対策課公共関与推進室)

(電話 096 - 383 - 1111 内線 7372)

熊運試公告第9号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 16 年 1 月 28 日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 競争入札に付する事項
 - 運転免許センター AV 機器保守点検委託 (1)
 - 保守対象 AV システム (2)仕様書のとおり
 - (3)契約期間

平成 16 年 日から平成 16 年 3 月 31 日まで 月

(4)委託場所

熊本県菊池郡菊陽町辛川 2655

熊本県運転免許センター(1階~3階)

入札方法 (5)

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契 約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札

心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する 要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定 された者であること。 入札に参加できる者

2に掲げる入札参加資格を有する者で、過去2年間にナショナル製 AV 機器保守点検 の実績がある者で、競争入札参加資格確認申請書を平成16年2月5日(木)午前10時 00 分までに4に記載する場所へ提出し、審査を受け承認を受けた者であること。

契約条項を示す場所

熊本県警察本部交通部運転免許試験課庶務係 (熊本県運転免許センター2階)郵便番号869-1107 熊本県菊池郡菊陽町辛川2655

電話番号 096 - 233 - 0116 内線 410

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 16 年 1. 月 28 日 (水) から平成 16 年 2 月 4 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 16 年 2 月 16 日 (月) 午後 2 時 00 分から

イ 場所

熊本県菊池郡菊陽町辛川 2655

熊本県運転免許センター2階 運転免許試験課会議室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類(契約書及 び仕様書の写し)を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結し ないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から6日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- するときは、契約保証金の納付が免除される。 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって

締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したと (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。 (8) その他詳細は、入札説明書による。	き)。